

## 加入資格・掛金・契約期間

### 加入資格

ソウェルクラブへの加入は、任意です。

#### [第1種契約対象職員]

社会福祉事業を経営する法人の役職員が対象となります。

原則常勤職員ですが、非常勤職員でも契約できます。

#### [第2種契約対象職員]

非常勤職員を対象としています。

掛金は安価ですが、サービスが限定されます。

### 掛金

#### [第1種契約対象職員]

1人当たり毎年度1万円

#### [第2種契約対象職員]

1人当たり毎年度5千円

※共助会の掛金ではありませんので、ご注意ください。

### 契約期間

契約成立日から契約した年度の末日まで。

契約期間満了日の30日前までに解約の意思表示が無い場合、契約期間は自動的に1年延長されます。